日本大学商学部に在留資格「留学」で入学予定の外国人留学生の方へ

外国人留学生（**在留資格「留学」**）は，本邦の行政が定めるガイドラインに従い，本文書で案内する書類を入学時提出書類と同封して提出してください。入学時提出書類の郵送期日までに間に合わない書類がある場合は，その書類名と提出可能日をメモし，先に提出できる書類とメモを一緒に送付してください。

１　経費支弁能力証明書類の提出について（全員）

ガイドラインにより，入学許可に際しては，入学希望者が在留期間中の必要経費全般について，十分な支弁能力を有することを証明できる資料の提出が必須となりました。下表で御自身がどの区分に該当するかを確認し，経費支弁能力の証明書類を必ず本学部まで提出してください。

【提出書類区分】

留学費用の負担方法	提出書類区分
「新入生（入学手続者）の親族等（例：父，母等）」が負担する	A
「新入生（入学手続者）本人」が負担する ※　新入生本人が職業を持ち，収入を得ている場合のみ，自身が経費支弁者になることができる。	B
「奨学金」のみで負担する	C
奨学金及び親族等（例：父，母等）が負担する	A＋C
「奨学金」及び「新入生（入学手続者）本人」が負担する ※　新入生本人が職業を持ち，収入を得ている場合のみ，本人が経費支弁者になることができる	B＋C

【各区分の必要書類】

留学費用の負担方法		提出書類
A	親族等（例：父，母等）	①　経費支弁書(本学部指定様式) ②　経費支弁者名義の銀行残高証明書※1（最新のもの） ③　経費支弁者の在職証明書（最新のもの） ④　経費支弁者の収入証明書 過去１年間分の⑴又は⑵のいずれかの証明書を提出してください。 ⑴　経費支弁者の所属する会社等が発行した収入証明書又は源泉徴収票（年収金額が記載されているもの） ⑵　税務署等が発行した納税証明書等（年収金額が記載されているもの） 【①から④までの書類は全て提出が必要（写し可）】 【自営業者の場合は③を省略可】
B	新入生（入学手続者）本人	①　新入生（入学手続者）名義の銀行残高証明書※1 ②　新入生（入学手続者）本人の在職証明書 ③　新入生（入学手続者）本人の収入証明書（過去１年分） 【①から③までの書類は全て提出が必要（写し可）】 【自営業者の場合は②を省略可】
C	奨学金	奨学金支給機関が発行する奨学金受給証明書の写し※2

※１ 残高証明書については，各国政府・中央銀行等において認められた銀行の口座のものに限る。
※２ 奨学金受給証明書は，受給者氏名，奨学金の月額，支給期間が記載されたものに限る。

【注意事項】

⑴　証明書が日本語又は英語で発行されない場合は，原本の他に別紙で翻訳文をつけてください（新入生本人の翻訳も可）。

⑵　留学費用には，授業料のほか，生活費も含まれます。日本での年間生活費の目安は，１，２００，０００ 円（１００，０００ 円/月）以上ため，授業料等を合わせて初年度の　留学費用の目安は，合計２，４８０，０００円以上です。

自身の留学予定期間に必要となる経費について十分な資金計画を立ててください。学費・生活費の全額をアルバイトで賄うということは認められません。

⑶　日本での必要な生活費の目安は，下記のリンク又は，右記の QR コードより日本学生支援機構が隔年で実施している『私費外国人留学生生活実態調査』等を御参照ください。

私費外国人留学生生活実態調査｜日本留学情報サイト Study in Japan

２　出席証明書の提出について（該当者のみ）

在留資格「留学」の申請を出入国管理局に申請又は更新するにあたり，確認が必要なため，本学部に入学する直前に日本国内の日本語学校に所属していた場合（日本国外の場合は不要です）は，以下の書類を提出してください。

【提出書類】　日本語学校の出席率を証明する「出席証明書」

※　合理的な理由がなく，出席率が 8 割以下の場合，在留資格申請に影響が生じる場合があります。

【書類提出先】（入学時提出書類と同封してください）
日本大学商学部教務課入試係
〒157-8570　東京都世田谷区砧５－２－１
TEL　03-3749-6735

以　　上